

令和7年4月1日

江戸川区立篠崎第二中学校いじめ防止基本方針

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年)、「東京都いじめ防止対策推進条例」(平成26年)「東京都いじめ防止対策推進基本方針」(平成26年)に基づき、「東京都いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」及び「江戸川区・法に基づいたいじめ対応フロー」に則り、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「江戸川区立篠崎第二中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等の対策の基本的な方向性について

「いじめ防止対策推進法」に則り、本校のいじめ防止等の取組を推進する。

教職員はいじめの定義を理解し、定義に基づくいじめの認知を確実に行う。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等のための対策の内容について

(1) いじめを未然に防止するために ―未然防止―

① いじめをしない人づくり

- ・ 生徒にとってわかりやすい授業、生徒同士が話し合う、学び合う授業などを通して、生徒がお互いの良さを認め合えるようにする。(学習指導)
- ・ 人権尊重の精神に基づき、自他の大切さを認め、学校生活のあらゆる場面で適切な態度、行動がとれるように具体的な指導を行う。(生徒指導、集会等の講話等)
- ・ 思いやりの心や他者尊重の精神の醸成のため、毎学期1回以上、いじめに関する資料を用いた道徳の授業を行う。(道徳)

② いじめを許さない集団づくり

- ・ 一人一人がかけがえのない人間として互いに尊重しあう望ましい人間関係を構築する。(学校行事 部活動 等)

③ いじめをさせない環境づくり

- ・ 校内の環境を整える。(美化 掲示物 破損箇所修繕 等)
- ・ 授業の内外を問わず常に生徒の様子を見守り、些細なことについても学年会等において情報共有をする。(報告連絡相談の徹底)

(2) いじめの兆しを見逃さないために ― 早期発見・早期対応 ―

- ① 教員がいじめの「芽」を見つけることのできる「眼」を養う。
 - ・ 校内外の研修の機会を通して、いじめの定義を正確に理解する。
 - ・ 些細なことであっても急速にいじめに発展するという認識をもつ。
- ② 教員は生徒の様子について情報共有をするための時間を確保する。
 - ・ 毎朝の学年打ち合わせや定期的な学年会の開催、毎朝の出欠確認はもとより、日常の職員室においても、些細なことであっても情報共有を行う。
- ④ 学級担任等により定期的に個人面談や日常的な声掛けを実施する。
 - ・ いじめを含め、生徒が抱える悩みや不安などを幅広くかつ迅速に把握するとともに、その解決方法について相談・支援を行う機会とする。
- ⑤ 定期的にいじめアンケート調査を実施する。
 - ・ 「いじめアンケート調査」(年3回)を実施する。また、必要に応じてアンケートを実施する。
 - ・ アンケートの結果を、学年会、生徒指導連絡会、運営委員会で共有し、いじめやいじめの疑いがあると思われる回答について、いじめ対策委員会でさまざまな情報と関連づけながら早期対応にあたる。
- ⑥ スクールカウンセラー(S C)との面接の機会を設ける。
 - ・ 毎週1回、グリーンルームでS Cとの面談が希望できるようにする。
 - ・ S Cと学年所属の教員との情報共有を積極的に進めるとともに、S Cによる授業観察や校内巡視を実施する。
- ⑥ 情報を集約してS Cに情報提供をする。
 - ・ 生徒指導連絡会において、各学年所属の担当教員、養護教諭、S Cと、指導上配慮を要する生徒の情報共有を行い、具体的な指導方法等を検討し、学年・学級で実践する。

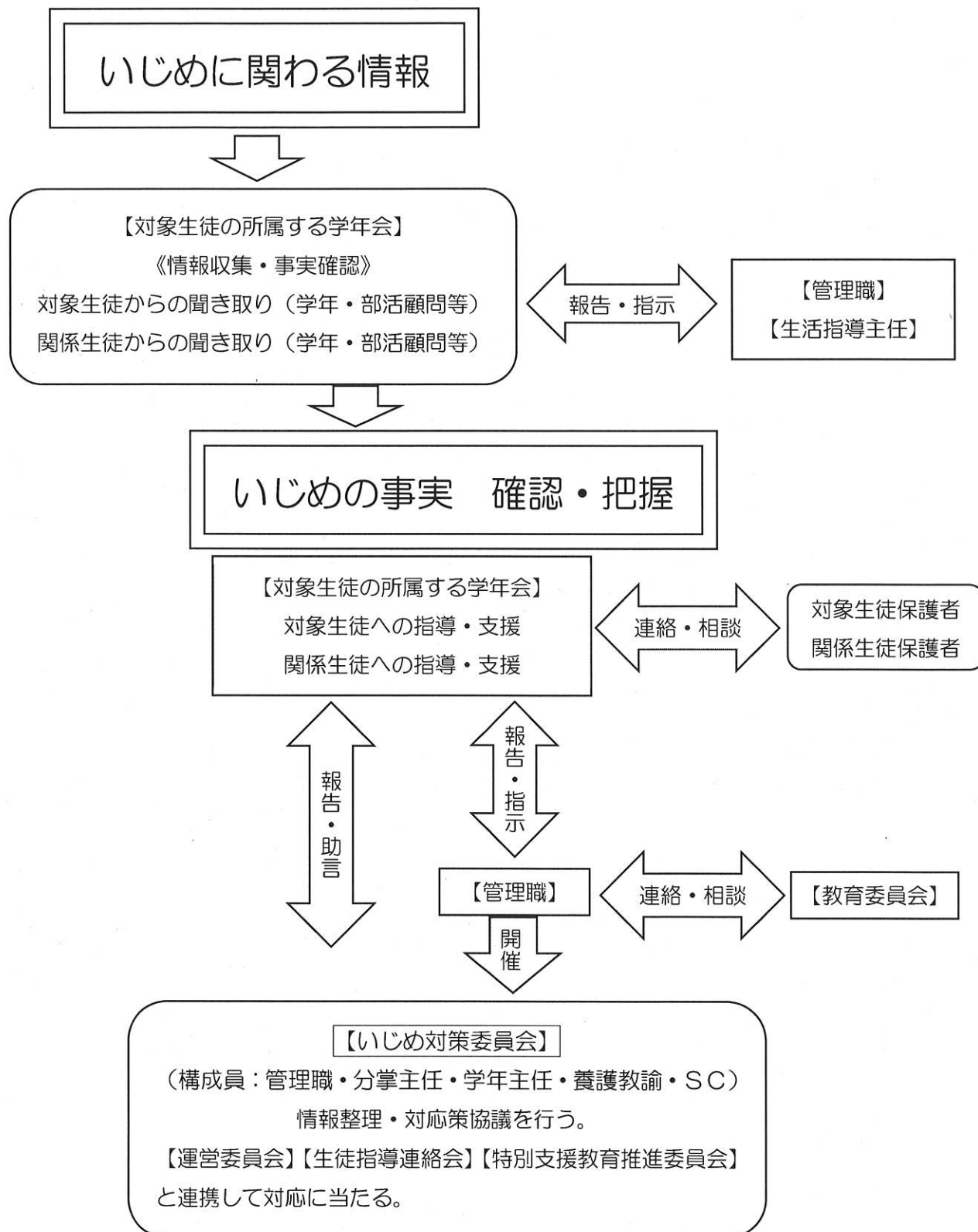
(3) ネット上のいじめへの対応

上記(2)に準じた対応に加え、次の対応や取組を必要に応じて実施する。

- ① 書き込み内容の確認
- ② 掲示板の管理者に削除依頼
- ③ 掲示板のプロバイダに削除依頼
- ④ 管理者に削除依頼して削除されない、管理者の連絡先が不明な場合、または、削除依頼しても削除されない場合は警察と連携し対応する。

上記①から④について、保護者と連携協力して実施する。

3 本校の基本的な対応体制



4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

「3 本校の基本的な対応体制」に従って対処するとともに、「いじめ防止対策推進法第二十八条第一項」に該当する場合には、校長を窓口として関係諸機関（教育委員会 警察 児童相談所 医療機関 等）と連携して対応にあたる。

5 学校サポートチームとの連携

いじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、いじめを迅速かつ的確に解決するために、外部の人材や関係諸機関と適切に連携し対応に当たる。

本校の学校サポートチームは、次の構成員とする。

校長、副校長、教職員、SC、SSW、PTA役員、学校評議員、児童相談所、福祉関係者、警察、民生・児童委員、保護司

学校サポートチームは、必要に応じて校長が以上の構成員に依頼し、開催する。

【法に基づいたいじめ対応フロー】を次ページに入れる

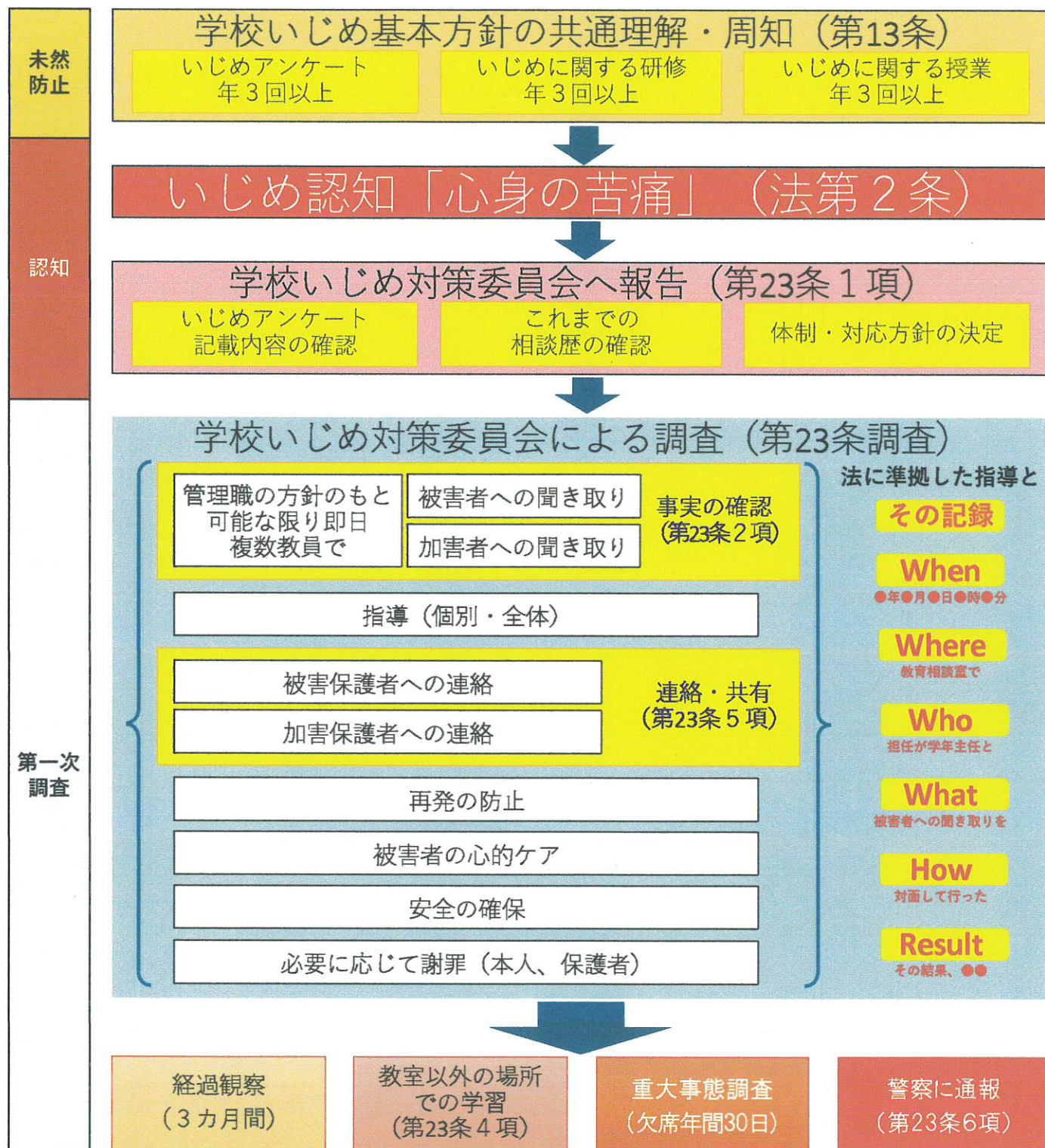
法に基づいた いじめ対応フロー

江戸川区教育委員会

いじめは、

「覗き込まないと見えません」・「発見した時には、かなり進んでいる」

という認識で早期発見・早期対応をお願いします。



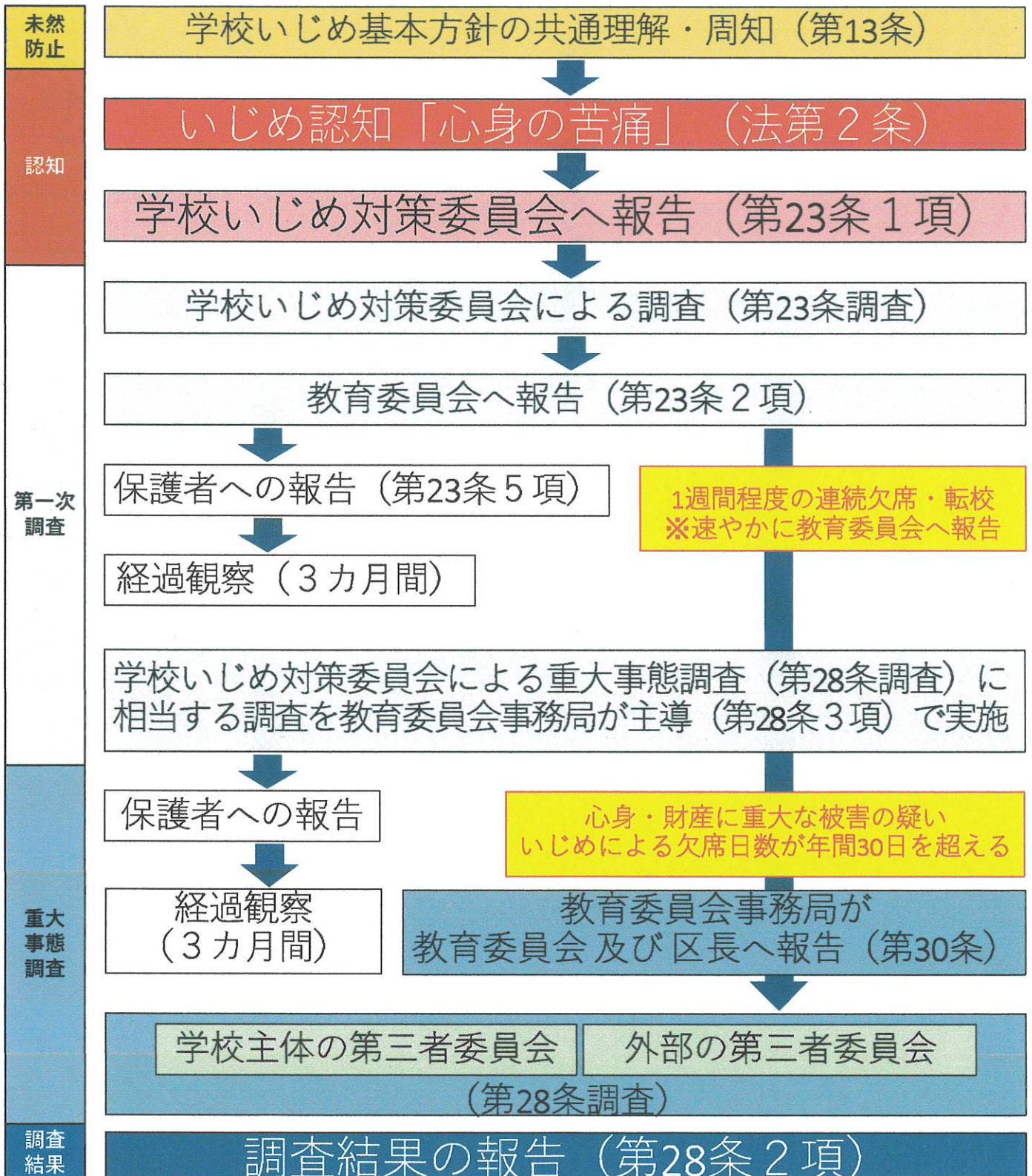
～子どもを守り、いじめを重篤化させないために～

法に基づいた いじめ対応フロー

江戸川区教育委員会

いじめ対応の基本は、「**組織的な対応**」です。

「**学校いじめ対策委員会（法第22条により必置）**」による対応が必要です。



～子どもを守り、いじめを重篤化させないために～